

水戸市休日の地域クラブ運営業務委託プロポーザルに関する質問の回答

No.	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	①見積金額についてです。 概算見積限度額 ￥320,784,800 ※運営管理費 ￥45,000,000 ※報償費等 ￥264,764,800 ※保険料 ￥11,020,000 ★運営管理費（3年で￥45,000,000）の中で、受託業務をすべて行うという認識で良いか？	お見込みのとおりです。 報償費等及び保険料については、実績に応じて支払うこととしているため、事業者は運営管理費の中で受託業務を行うこととなります。
2	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	②「委託料」の考え方について確認です。 実施要領の2の（4）に、「委託料の額は、本委託業務に要する費用から、受益者負担費用を控除した額」とあるが、この委託料とは何にあたるか？①の運営管理費とは違うものになるのか？（金額は、￥159,584,800になると思います） ★受託者へ支払われる金額は、上記委託料+受益者負担費になるのか？それとも見積額+受益者負担費の合計になるのか？	今回のプロポーザルにおける概算見積限度額は、実施要領に記載している運営管理費、報償費等、保険料のほか、システム構築など、事業者において必要と想定される経費のみを合算して算出するものです。 一方、実際の委託料は、本委託業務に要する費用の総額から、受益者負担額を差し引いた金額をもって算出いたします。 受託者へ支払われる金額（委託料）は、「運営管理費+報償費等の実績額-受益者負担額」となります。
3	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	実施要領に記載されている「概算見積限度額」のなかに、アプリの開発やポータルサイトの構築などの記載がないが、仮にこういった業務を想定する場合は、運営管理費の中でねん出するのか？	お見込みのとおりです。
4	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	見積価格の計算方式は、実施要領に記載のある運営管理費、報償費等、保険料の他、システム構築など自社でかかると想定された必要経費を合算し、そこから受益者負担額を差し引いた金額で算出するという認識で合っていますでしょうか。	今回のプロポーザルにおける概算見積限度額については、実施要領に記載している運営管理費、報償費等、保険料のほか、システム構築など、事業者において必要と想定される経費のみを合算して算出してください。 なお、実際の委託料については、本委託業務に要する費用の総額から、受益者負担額を差し引いた金額をもって算出いたします。
5	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	水戸市様から受託者への委託料のお支払いは、月次でなされると考えて良いでしょうか。年度末等の業務終了時に一括入金であった場合は、受託者の負担する「運営管理費」等月々の支払に伴う金利負担の扱いについてお教えください。	委託料の支払い時期・支払い期間については、年度末に一括で支払うことは想定しておらず、一定期間ごとの支払いを想定しております。 具体的な支払い方法や時期については、契約締結時に協議のうえ整理することとします。
6	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	地域クラブ運営に必要と思われる備品、用具（軟式野球であれば、ユニフォーム・グラブ・バット・ボール・プロテクター等、グラウンド整備のための用具等）は、この項目に含まれるのでしょうか。含まれる場合、経費算出のため前年度の備品・用具のための経費一覧等の資料開示を頂けますでしょうか。	地域クラブの運営において使用する備品・用具等については、実施校にある既存の備品・用具を使用することを想定しているため、経費には含まれません。
7	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	【報償費等】にある「マネージャ手当」について補足してください。これは委託者様で用意される人員でしょうか。役割は『水戸市における休日の部活動等の在り方に関する方針』に記載のある「雑務」でしょうか。ご説明頂ければと存じます。また、『業務委託仕様書』5（4）にある「勤怠管理及び報奨金の支払義務」の対象でしょうか。	マネージャ手当について、マネージャー業務を担う人員は、市が確保した指導者が兼任または当該指導者が選任した者が対応することを想定しています。 主な役割は、地域クラブと保護者間の連絡調整や活動における出席管理等のいわゆる雑務を担うものです。 また、当該マネージャ手当については、『業務委託仕様書』5（4）に定める「勤怠管理及び報奨金の支払事務」の対象となります。
8	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	【報償費等】にある「指導者交通費」の考え方について補足してください。この金額は指導者170名の各回に対し一律で支給されるものでしょうか。交通費が500円以上（または徒歩など不要な場合）の場合は差額支給、大会等に参加する場合の別途交通費が生じる場合の支給について、この委託金の中から支払うのか、それとも委託金が増額になるのか、ご教示ください。	指導者交通費については、委託者が示す基準に基づき、各指導者の活動実績に応じて支払うもので、一律で支給するものではありません。 また、指導者交通費については、活動報告書の内容に基づき、実際の活動実績に応じて支払うこととしているため、過不足が生じることはありません。実施要領に示している指導者交通費の金額は、あくまで見込み額です。 大会等に参加する場合の交通費についても、同様に委託者が示す基準に基づき支払うこととなります。
9	実施要領 「2 委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	現在の「受益者負担」金は、保護者から徴収していますか。いくらでしょうか。また、委託仕様書にある単価2000円は、クラブ毎で異なりますか。金額決定権は、受託者にありますか。	現在実施している実証事業については、保護者から受益者負担を徴収しておりません。 受益者負担の額については、現在調整中ですが、各クラブで一律の金額を想定しています。 なお、受益者負担の金額の決定権は委託者にあり、受託者が独自に設定するものではありません。

水戸市休日の地域クラブ運営業務委託プロポーザルに関する質問の回答

No.	質問事項	質問内容	回答
10	実施要領 「2委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	初年度の「地域クラブ参加者」の見込である2350人は、どの程度確実な人数と捉えれば良いでしょうか。また9年度以降2600人に伸びる見込みについても同様にご教示ください。	見込み人数の確度について、見込み人数は過去のアンケートにおける生徒の関心度を踏まえた試算であり、実際の支払額は活動報告書の内容に基づき調整されます。 また、初年度の見込である2,350人は、全体の見込み数から、令和8年4月以降も継続して実施している実証事業の参加者数を除いた数で算出しています。令和8年度の見込み2,350人から令和9年度以降の見込み2,600人の伸びはこの差分となります。
11	実施要領 「2委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	初年度の「地域クラブ指導者」790人、9年度以降850人の想定は、どのような計算で導き出された人数でしょうか。報償費の支払い対象人数（170×2人）と乖離がありましたのでお尋ねします。	指導者の人数は、1つの地域クラブあたり5人の指導者で構成されることを想定しています。 令和9年度以降の850人（170クラブ×5人）が地域クラブ全体での指導者人数の見込みとなります。 初年度の見込み人数の790人は、令和8年4月以降も継続して実施している実証事業の参加者（保険加入済）を除いて算出した人数です。 報償費の支払い対象人数（170×2人）との乖離について、保険料は全指導者が加入することを前提としておりますが、報償費は各活動回ごとに実際に参加した指導者（1回の活動あたり2名）に対して支払うため、人数に差が生じます。
12	実施要領 「2委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	現在の水戸市立学校の部活動や地域クラブへの参加者数や参加率は、どのような状況でしょうか。また参加者の年次・構成についてもご教示くださいますか	令和6年度部活動加入者 生徒数6182人、部活動加入生徒数5498人 部活動加入率92.7% (運動部70.7%, 文化部22.0%) 令和7年度実証事業参加者（4種目12クラブ） 参加者数 199人（1年96人, 2年64人, 3年10人） 実証事業では受益者負担を徴収していないため、3年生を除き対象校の対象種目に所属する生徒はほぼ全員が参加しています。 なお、本プロポーザルにおいては、実施要領の2（4）概算見積限度額の見込み人数等を参考に算出願います。
13	実施要領 「2委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	長期休業中〔夏期・冬期・春期・GW〕の扱い（活動の有無/活動のない場合の受益者負担分の集金の可否/受益者負担の金額は月額固定可能か）を教えてください。	長期休業期間（夏期・冬期・春期・GW）においても、活動は原則として土日に限り実施いたしますので、長期休業中であっても、活動内容や受益者負担の取扱いに変更はございません。
14	実施要領 「2委託業務の概要（4） 概算見積限度額」	2350人また2600人について、算出の考え方を教えてください（3年生の引退など1学期・2学期の参加数の違い等あろうかと思います）。	初年度の保険料見込み人数2350人は、令和8年4月以降も継続して実施している実証事業の参加者（保険加入済の生徒）を除いた人数で算出しています。令和9年度以降の想定人数2600人が、地域クラブ全体での参加生徒数の見込みです。 算出にあたっては、生徒数に部活動加入率（93%）を乗じ、さらに過去のアンケートにおける生徒の関心度を踏まえた地域クラブ参加率（74%）を乗じて算出しています。
15	実施要領 「3参加資格（1）」	参加資格については「水戸市内又は水戸市近郊に事業所を設置している」とございますが、こちらは東京都内の事務所を有することで満たしますか？	参加資格の「水戸市内又は水戸市近郊に事業所を設置している」とは、水戸市又は水戸市に隣接する市町村に事業所を設置している場合を想定しております。 東京都内の事務所では、参加資格を満たすことにはなりません。
16	実施要領 「3参加資格（2）」	共同企業体について、こちらは複数企業が出資している法人格である必要がありますか？もしくは法人格ではなく複数企業が協業するコンソーシアム形式でも参加可能でしょうか。	複数企業が協業するコンソーシアム形式での参加は可能ですが、提案者及び契約者は代表者とし、構成員のいずれもが参加資格を有することが条件となります。 ただし、3参加資格（1）クについて、代表者が参加資格を満たしていれば足りるものとします。 また、必要に応じて、構成員の役割分担や連携体制について、確認の書類等を求めることがございます。
17	実施要領 「3参加資格（2）」	構成員の出資比率について教えてください。ここでいう「出資比率」とは、入札金額における再委託の割合を指しますか。	この場合の出資比率とは、共同企業体を構成した場合の出資比率を指します。入札金額における再委託の割合を問うものではありません。
18	仕様書 「4対象種目及び対象校等」	対象種目毎の対象校をカウントすると146になりますが、『プロポーザル実施要領』に記載のクラブ数170と差異があります。どちらが正しいのでしょうか。	想定しているクラブ数は170が正しい数字です。 一部の部活動において、男女別に活動していることがあるため、対象種目ごとの対象校数と想定のクラブ数とは一致しておりません。

水戸市休日の地域クラブ運営業務委託プロポーザルに関する質問の回答

No.	質問事項	質問内容	回答
19	仕様書 「5 委託業務の内容」	【事務分担表】では、「指導者の確保及び地域クラブへの配置」は、委託者の責任となっていますが、もし予定通りに確保できず、報償費が余った場合は、返金することになりますか。	指導者の確保状況により、地域クラブの配置数が想定していたクラブ数を下回る場合もございます。 ただし、報償費については、活動報告書の内容に基づき、実際の活動実績に応じて支払うこととしているため、報償費が余ることではなく、返金が発生することはありません。
20	仕様書 「5 委託業務の内容（4）指導者の勤怠管理及び報償金の支払業務」	受託者と指導者との契約関係について教えてください。 受託者は、報償金を支払う業務を請け負うものの、指導者と業務委託契約等の契約を締結はしなくてもいい、という理解で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書 「5 委託業務の内容（5）児童生徒及び指導者の保険加入事務」	スポーツ保険等への加入手続きについて実施要領に保険料の単価が記載されているが、これは委託者が指定する保険商品があるのか？それとも受託業者が取り扱っている保険商品への加入手続きを行うのか？	保険加入については、「スポーツ安全保険」への加入を想定しています。加入する保険は、スポーツ安全保険又はそれと同等の保険としています。（仕様書の5（5）児童生徒及び指導者の保険加入事務参照。）
22	仕様書 「5 委託業務の内容（3）参加申込の受付及び保護者が負担する費用（受益者負担）微収・管理」	保護者負担額に指定はありますでしょうか？	受益者負担の額については、現在調整中ですが、委託者が指定する金額となります。
23	仕様書 「5 委託業務の内容（5）児童生徒及び指導者の保険加入事務」	保険加入を行う上での指標にしたく、現在の全体の生徒数、活動参加生徒数、R9、10 年度の全体生徒数と参加生徒数をお伺いできますでしょうか。	参加生徒数については、生徒数に部活動加入率（93%）を乗じ、さらに過去のアンケートにおける生徒の関心度を踏まえた地域クラブ参加率（74%）を乗じて算出しています。 生徒数を3800人程度とし、参加生徒数見込みを2600人としております。（実施要領の2（4）概算見積限度額で示している【保険料】の内訳参照）
24	仕様書 「6 地域クラブ活動実施要件（2）活動日の取扱い①」	これまでの地域クラブの開催日、活動回数に比べて増減はありますか。	現在市内で行われている実証事業（4種目12クラブ）の過去4ヶ月（9月～12月）の平均活動回数は1クラブ月あたり約3.7回となっています。 仕様書で示している最低活動回数は、年36回以上（1か月あたり3回）であることから、これまでの実証事業の実績と比較して、大きな増減はなく、概ね同程度の活動水準を想定しています。